



森林の立木を伐採をするときは 事前に届出が必要です！



① 伐採及び伐採後の造林届

- 伐採造林届は「伐採を始める90日から30日前まで」に提出する必要があります。
- 届出する人は、森林所有者や立木を買い受けた人です。
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。
例えば、以下のとおりです。
 - ◆自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合 ⇒ 森林所有者
 - ◆伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合 ⇒ 森林所有者と立木買受者（共同）

「伐採及び伐採後の造林届」の提出に必要な書類一覧

番号	必要書類	区分			備考
		主伐	間伐	転用	
1	伐採届鑑	○	○	○	伐採する30日前から90日前に提出（以下、同様）
2	伐採届別紙（伐採計画）	○	○	○	
3	伐採届別紙（造林計画）	○		○	転用の場合も、5年間転用しなかった場合の造林計画が必要
4	位置図・区域図	○	○	○	伐採の区域線を森林計画図等に記入
5	搬出計画図	○			設置する集材路や土場、周辺路網森林計画図等に記入（4とまとめてよい）
6	届出人の本人確認書類	○	○	○	個人：氏名・住所が分かる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人登記、法人番号が記載された書類
7	伐採する権原が確認できる書類	○	○	○	森林所有者と立木の伐採権原者が異なる場合（該当する場合のみ）
8	他法令の許可関係書類	○	○	○	該当する場合のみ
9	土地の登記事項証明書等	○	○	○	固定資産税納税通知、土地の売買契約書の写しなども可
10	隣接森林との境界関係書類	○	○	○	
11	小規模開発行為に関する計画書			○	
12	委任状	○	○	○	森林所有者が届出の提出を代理人に委任する場合のみ
13	伐採及び集材に係るチェックリスト	○			

- ※7「伐採する権原が確認できる書類」について、口頭契約による場合は、伐採する権原を有した経緯を記載した書面の添付をお願いします。
- ※9「土地の登記事項証明書等」は、林地台帳上に地番が存在し、届出人と林地台帳上の土地所有者が同一の場合には、「林地台帳のとおり」と記載した書面により代替することが可能です。
- ※10「隣接森林との境界関係書類」は、伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接所有者の氏名や確認日時が分かる書類であれば、署名・押印などは必要ありません。
- また、隣接所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。
- 以下のいずれかに該当することが確認できる書類を添付することにより、添付を省略することができます。
- ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合
 - ② 境界杭などにより境界が明らかな場合
 - ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

② 伐採及び伐採後の造林状況報告書

- 状況報告は、伐採後と造林後のそれぞれで30日以内に提出する必要があります。

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出に必要な書類一覧

番号	必要書類	区分			備考
		主伐	間伐	転用	
1	伐採状況報告書	○		○	伐採終了後30日以内に提出
2	造林状況報告書	○		○	造林終了後30日以内に提出（転用は5年間転用しなかった場合のみ）
3	天然更新完了確認資料	○			

【提出・相談窓口】

- ・右京区京北以外の森林：京都市林業振興課
 - ・右京区京北の森林：京都市京北・左京山間部農林業振興センター
- 電話 075-222-3346
電話 075-852-1817 HPはこちら⇒

